

京都市告示第369号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、地方税法等に基づく申告等の期限の延長（平成28年5月2日京都市告示第125号）において別途市長が定めることとされている期日のうち、熊本県内の次の表の左欄に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）については、同表の中欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に掲げる日とします。

平成28年10月28日

京都市長 門川 大作

申告等の期限を定める地域	延長の対象となる申告等の期限	市長が定める日（延長後の申告等の期限）
<p>八代市，人吉市，荒尾市，水俣市，玉名市，山鹿市，菊池市，宇土市，上天草市，宇城市，阿蘇市，天草市，合志市，下益城郡美里町，玉名郡玉東町，玉名郡南関町，玉名郡長洲町，玉名郡和水町，菊池郡大津町，菊池郡菊陽町，阿蘇郡南小国町，阿蘇郡小国町，阿蘇郡産山村，阿蘇郡高森町，上益城郡嘉島町，上益城郡甲佐町，上益城郡山都町，八代郡氷川町，葦北郡芦北町，葦北郡津奈木町，球磨郡錦町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡相良村，球磨郡五木村，球磨郡山江村，球磨郡球磨村，球磨郡あさぎり町及び天草郡苓北町</p>	<p>地方税法等に基づく申告等（地方税法又は京都市市税条例に定める申告，申請，請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。以下同じ。）の期限のうち，その期限が平成28年4月14日から同年11月29日までの間に到来するもの</p>	<p>平成28年11月30日</p>

申告等の期限を定める地域	延長の対象となる申告等の期限	市長が定める日（延長後の申告等の期限）
熊本市，阿蘇郡西原村，阿蘇郡南阿蘇村，上益城郡御船町及び上益城郡益城町	地方税法等に基づく申告等の期限のうち，その期限が平成28年4月14日から同年12月15日までの間に到来するもの	平成28年12月16日

(行財政局税務部税制課)